

## 10. 教育訓練給付制度について

教育訓練給付制度対象：農学部 基礎課程 アグリスタンダードコース・アグリビジネスコース

**教育訓練給付制度（一般教育訓練）とは、  
受講料の20%まで（上限10万円）が国から支給される制度です。**

国の定める対象要件と、アグリイノベーション大学校の修了要件を満たした場合のみ対象となります。  
※各年度、本校の講座が指定されなかった場合は、受給できませんので予めご了承ください。

教育訓練給付金は、「働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給されるものです。（厚生労働省HPより）」

受講を通じて、再就職・転職を目指す方はもちろん、現在お勤めの企業でのキャリアアップを目指す場合も当てはまります。対象者の方が、指定講座を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）に相当する額が給付金としてハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

### 【対象要件】

雇用保険の被保険者期間が3年以上の方

※初回に限り、被保険者期間1年以上の方

※2回目以降は被保険者期間3年以上かつ給付金受給後3年以上経過した方

アグリイノベーション大学校の「農学部 基礎課程アグリスタンダードコース・アグリビジネスコース」は、2018年10月以降、厚生労働省教育訓練給付金（一般教育訓練）に指定された講座です。対象年度も当講座が指定された場合、受講生は受給申請することができます。

※アグリチャレンジコース及びオンライン通信コースは対象外となります。

本校ではカリキュラム内容の改善に伴い、一般教育訓練の再指定に関する手続きを行っております。指定可否の結果が通知され次第、入学生及び入学希望者へご案内いたします。

### 【注意事項】

- ・本校の講座が指定されなかった場合は、受給できませんので予めご了承ください。
- ・勤務先から補助がある場合には、その金額を差引いた額が教育訓練経費となります。
- ・ご本人名義のクレジットカード・銀行口座からお支払いになった場合のみ、教育訓練給付制度を利用することができます。
- ・奨学金制度の利用や入学料の割引など、対象講座の受講に付随して割引や特典を受けた場合には、その金額を差引いた額が教育訓練経費となります。